二　設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に（重大事故等又は大規模損壊の発生時における措置に関する教育及び訓練にあっては、それぞれ毎年一回以上定期に）実施すること。

三　設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。

四　前三号に掲げるもののほか、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

第七十九条から第八十一条まで　削除

（内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第七十九条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設内における溢水（以下「内部溢水」という。）が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。

四　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

五　前各号に掲げるもののほか、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

六　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第八十条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、重大事故等が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。

三　対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

四　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

五　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを対策要員に守らせること。

イ　重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

ロ　重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。